【別紙２】

最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

本法人では、建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンピング受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、競争入札は、最低制限価格制度により、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等に準拠した算定方法にて、以下のように取扱います。

１．算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費}\times 97\% + \text{共通仮設費}\times 90\% + \text{現場管理費}\times 90\% + \text{一般管理費等}\times 68\%) \times 1.10}{\text{設 計 額}}$$

（注１）「直接工事費の 97%の額」、「共通仮設費の 90%の額」、「現場管理費の 90%の額」、「一般管理費等の 68%の額」のそれぞれの額に１円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注２）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

７．５/１０≦制限割合≦９．２/１０

（注３）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7.5/10）を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は 9.2/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

最低制限価格 ＝ 予定価格 × 制限割合

（注４）算出した額に１ 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。